

市役所からの大事なお知らせ

- ① 地域包括支援センターを移転しました（地域包括支援センター）
- ② 給食センターを統合しました（志布志私立学校給食センター）
- ③ 農業委員会からのお知らせ（農業委員会）
- ④ 松くい虫防除を実施します（耕地林務水産課 林務水産係）
- ⑤ 行政不服審査制度が変わります（総務課 文書法政係）
- ⑥ 大隅広域夜間急病センターの適正な利用をお願いします（保健課 保健対策係）
- ⑦ 松山中央分譲地（仮称）好評分譲中！（松山支所総務市民課 地域振興係）
- ⑧ 平成28年経済センサス活動調査のお知らせ（情報管理課 地域情報係）
- ⑨ 畑地かんがいに関する補助事業について（農政課 畑かん推進係）
- ⑩ 平成27年度情報公開及び個人情報保護制度運用状況について（総務課 文書法政係）
- ⑪ 店舗リフォーム助成事業のお知らせ（港湾商工課 商工振興係）
- ⑫ 狂犬病の予防注射を受けましょう（市民環境課 環境政策係）
- ⑬ マイナンバーを利用する事務が増えました（総務課 行政改革推進係）

農業委員会からのお知らせ

農地の転用には、許可が必要です！

農地転用とは、農地を農地でなくすと、例えば住宅、駐車場、山林、畜舎などに土地利用を変更することです。このような場合は、あらかじめ県知事の許可を得る必要があります。

また、転用許可は全ての農地が対象です。地目が農地でなくても、耕作の用に供されている土地も農地とみなされます。

◆4条申請の方法…自分名義の農地を転用する場合

例①…自己所有の農地に住宅・畜舎などを建築する場合

例②…自己所有の農地に杉・クヌギなどを植林する場合

◆5条申請の方法…他人名義の農地を買って、または借りて転用する場合

例①…住宅・畜舎を建築するため農地を買って借りる

例②…資材置き場、駐車場として利用するため農地を買って借りる など

無断転用には厳しい罰則があります！

許可を受けずに行った行為は、農地法違反になり、3年以下の懲役、または300万円以下（法人は1億円以下）の罰金が科せられる場合があります。

※平成28年4月から農地法改正により農地転用等各種申請の締切りが月末の開庁日となりました。

※4条・5条の許可を受けて転用が済んでも、地目の変更登記がなされていないものが散見されます。転用が済んだら速やかに地目変更登記をお願いします。なお、山林への地目変更には、植林後5年ほど経過しないと地目変更できないこともあります。

農地を相続したら、必ず相続登記をしましょう

相続登記は期限が定められていないため、一般に手続きが遅れがちで、いざ売るといふ場合や貸し借りの契約を締結しようとする場合などに支障を来すことがあります。長い間放置されてしまったことで、さらに相続が発生して新たな相続人が出現したりすると、権利関係が複雑になって、時間も費用もかさむことがありますので、相続登記は早めに終わらせておくことが重要です。さらに、登記の手続きも個々の事情によって異なります。相続登記で不明な点は、最寄りの司法書士の方へご相談ください。

また、相続についてお悩み等ありましたら、定期的に開催されます無料法律相談を予約して、ご相談ください。

無料法律相談の日時・予約先は、市報しぶし、最後のページ「暮らしのカレンダー」をご覧ください。

■問い合わせ先…農業委員会
TEL: 487-2111（内線302）

地域包括支援センターを移転しました

平成28年5月2日（月）から地域包括支援センターを移転しました。

移転先

住所：志布志市有明町野井倉 1756 番地
志布志市役所本庁となり 有明地区公民館内
TEL: 474-1111（内線 360）

相談等ありましたらお気軽にご連絡ください。



■問い合わせ先：地域包括支援センター TEL: 474-1111（内線 360）

松くい虫防除を実施します

平成28年度の松くい虫特別防除（空中散布）及び地上散布を次のとおり実施する予定です。

◆特別防除（空中散布）：5月23日（月）午前5時頃から7時頃まで

◆地上散布：5月25日（水）午前5時30分頃から8時頃まで

◆散布区域：志布志運動公園周辺（稚子松、松波、若浜）から有明町通山、押切一帯の松林

●散布の際に被害が発生しないよう万全を期しますが、安全かつ確実に実施するために市民の皆様のご理解ご協力をお願いします。

●日程は天候等により変更になる場合があります。防災無線等でお知らせしますのでご注意ください。



■問い合わせ先：耕地林務水産課 林務水産係 TEL: 474-1111（内線 430）

給食センターを統合しました

平成28年3月まで本市には2か所の学校給食センターがありましたが、松山給食センターの老朽化に伴い、有明町にある志布志市立学校給食センターに統合しました。

志布志市立学校給食センターは、最新の設備と学校給食衛生管理基準に適合したドライシステム方式を採用しており、市内の中学校5校、小学校16校、幼稚園1園に、年間194日、2,991食の給食を提供しています。

また、志布志市特産物の「牛肉、黒豚、はも、うなぎ、有機野菜」等の地域食材を活用し、地産地消を推進しながら、将来を担う児童・生徒に学校給食を提供しています。



■問い合わせ先：志布志市立学校給食センター TEL: 474-0366